

里 区 民 憲 章

- 一、明るく活力のある豊かな町づくりにつとめよう。
- 一、世代交流を盛んにし連帯感あふれる町づくりにつとめよう。
- 一、各種行事、会合には積極的に参加しよう。

長 浜 区 民 憲 章

国見連山の緑したたる山なみと、伊万里湾の清らかな水に恵まれ、塩田の歴史と干拓の営みの中から、豊かな町づくりにいそしんできた先祖の尊い遺産と文化を守り、この伝統を未来に引き継ぐために、ここに長浜区民憲章を定める。

- 一、私たちは、一人ひとりの人間を大切にします。
- 一、私たちは、美しく、こころ豊かに生きたいと願います。
- 一、私たちは、未来に向かって、緑と活気に溢れる町を育てます。
- 一、私たちは、信じ合える家族、いたわり合う職場、心の開かれたコミュニティをつくりまします。

日 尾 区 民 憲 章

伝統ある我が郷土を愛し、明るく住みよいまちづくりのために、次のとおり憲章を定めます。

- 一、私たちは、ひとにやさしく思いやりの心をもちたいと願います。
- 一、私たちは、すすんであいさつをします。
- 一、私たちは、地区行事には積極的に参加し、ふれあいを深めます。

天 神 区 民 憲 章

天神区民は、明るく楽しい住みよい天神区を築くため、次のことを守るよう努力します。

- 一、神仏を敬い、祖先を大切にします。
- 一、お互い、仲良く、助け合い、協力一致します。他人の悪口、陰口をつつしみます。
- 一、礼儀を正しくし、笑顔で挨拶を交わします。
- 一、お年寄りや、弱い人をいたわり、明るい平和な家庭、天神区をつくるよう、心がけます。
- 一、健康に注意し、自分のつとめに励みます。

脇野区民憲章

烏帽子山を母山として、12,000年の古き歴史と文化財、そして郷土芸能の豊かな脇野区の規約に（住民が協力して地域の発展を図り、平和な文化的生活を営み、住みよい豊かな脇野区を建設する）とあり、それも守り高めるために次の合言葉をつくり脇野区民憲章とする。

- 一、郷土芸能と文化財を保存し伝承しよう。
- 一、健康管理を高め、長寿村の建設を進めよう。
- 一、青少年の健全な育成と地域の防犯には家庭づくりをいたしましょう。

浦川内区民憲章

和を以って、お互いの融和をはかり、文化財向上に努め明るい心豊かなふるさとづくりに努力します。

- 一、進んであいさつをしましょう。
- 一、譲り合う心を持ちましょう。
- 一、各種行事に参加し、触れ合いの場をつくりましょう。
- 一、集会の時間を守りましょう。

東大久保区民憲章

私たちは、東大久保区がいつまでも明るく、なごやかな住みよいところであることを願って、次のことを守ります。

- 一、私たちは、厳格に時間を守ります。
- 一、私たちは、進んで、あいさつを行ないます。
- 一、私たち東大久保住民は、総員で兄弟意識を高めることに努めます。
- 一、私たちは、何事にも腹をたてません、話し合って笑って解決いたしません。

大久保区民憲章

緑したる烏帽子山にいだかれた私達の村、健康で心豊かなふるさとづくりをめざし進もう。

- 一、国の祝祭日には国旗を揚げましょう。
- 一、お互いに笑顔であいさつかわしましょう。
- 一、子どもは国の宝、みんなで大事に育てましょう。
- 一、総ての集会の時間を守りましょう。
- 一、スポーツを通じ、ふれあいの場をつくりましょう。

下分区民憲章

明るく住みよいまちづくりのために、次の憲章を定める。

- 一、地区のコミュニティは、まず一言の挨拶から。
- 一、郷土を守る協同の和。
- 一、私たちは、健全な環境をつくり自分のつとめに励みます。

滝川内区民憲章

- 一、郷土を愛し、区民相互の信頼を深め、地域の発展に努めよう。

川内野区民憲章

- 一、私たちは、地区の親和を図り、文化の向上、産業の振興を促し、明るく豊かな地区を建設します。

辻の堂区民憲章

私たち住民は、美しい自然環境の中で、心豊かなこの町に住むことに限りない愛と誇りをもって、お互いの幸福と繁栄を願い、郷土発展のためここにコミュニティ憲章を定めます。

- 一、健全な環境をつくり、非行防止につとめましょう。
- 一、住民を愛し、きまりを守り、住みよい町づくりをしましょう。
- 一、交通ルールを守り、事故をなくし、明るい家庭をつくりましょう。

日南郷区民憲章

美しい自然と歴史ある松浦党史跡の一角に住む私たちは、より豊かで住みよい村づくりを目ざし、次の憲章を定めます。

- 一、自然環境を守り、各人の持ち場で励みましょう。
- 一、いつも健康、笑顔であいさつをしましょう。
- 一、対話のある、明るい家庭をきずきましょう。

福住区民憲章

昭和 58 年 5 月 4 日、福住公民館運営委員会で議決され、同月 14 日、開催の班会議で可決された福住公民館運営基本理念を区の憲章と定める。

我が福住区民は、福住炭鉱廃山により、その社宅を行政区域として創生されたことを認識するとともに、誇りをもち、近隣部落との融和と自己の地位向上を計らねばならない。

さいわい不良住宅の改良事業によって、現代的なアパートが 7 棟 108 戸完成し、集会所・子供遊園地・森林公園など整備され、環境の整備もほとんど完成したがまだ 72 戸の不良住宅が散在し、その周辺の環境は旧態依然たるものがある。

このような部落創生の過程により、また住の変化、住の地域差などが醸成され、コミュニティの喪失という問題をかかえこんだのである。

我々住民は、この現実を十分認識し、住みよい心豊かな部落づくりを最高の理念として、これが実現のため努力しなければならない。

国見区民憲章

この憲章は、伊万里市民として、部落に居住をもつ区民は、環境の整備を主として、明るく住みよい部落の発展を念じつつ、区民一体となってこの主旨に従うものである

- 一、明るく住みよい部落の環境づくりにつとめる。
- 一、老いも若きもあいさつ運動を進める。
- 一、文化の交流をはかる。
- 一、心を合せて部落の発展につとめる。

福和区民憲章

市民のいこいの場、竹の古場を背景に、伊万里湾を目の前に、平戸観光国道 204 号線の通る静かなたたずまい福和区。

伊万里市の発展としてめぐまれた環境、緑豊かな区の建設をめざして憲章を定めま

- 一、明るい区民、心のふれあい、朝晩の礼儀からつとめましょう
- 一、心を合わせ、明るい家庭づくりをしよう
- 一、清潔な環境づくりにつとめましょう
- 一、体育と文化に親しみましょう